令和９年度

所沢市放課後児童クラブ

入所のしおり

放課後児童クラブは、【毎年度】申込みが必要です。ご注意ください。

令和９年4月1日からの当初利用申込みは、

令和8年11月12日（木）から12月1日（火）までです。

令和９年度の変更点

① 今年度から申込方法が**オンライン申込に変更**されました・・・３ページ参照

② 新規開設するクラブ・・・６ページ
- 若松・牛沼小学校区　　令和９年４月１日　スマイルブルーム　開設

③ クラブの移転や整備による定員拡大・・・７ページ
- KIRACCOAmi　　令和９年４月１日から小手指駅近くに移転
- にしとみ遊学舎（仮名）　令和９年４月１日から北小学校区に移転

④ サマープレイスところざわの案内＋保留となった場合の流れ・・・１１ページ
- 今年度しおりから新規事項として掲載しております。

申請書一覧（市ＨＰ）　　入所案内（市ＨＰ）

所沢市　こども未来部　青少年課
所沢市並木１－１－１市役所高層棟２階
℡０４－２９９８－９１０３（直通）

目次

■　児童クラブの利用等について　・・・１

■　入所の申込みについて　・・・２

■　申込方法及び提出書類　・・・３

■　入所選考について（選考基準）　・・・４

■　新規開設クラブについて　・・・６

■　児童クラブの移転等について　・・・７

■　放課後児童クラブ一覧　・・・８

■　放課後児童クラブの保育料等　・・１０

■　サマープレイスところざわ　・・１１

■　よくある質問　・・１２

■児童クラブの利用等について

■放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的として実施する事業です。

■休所日

日曜日　・国民の祝日　・年末年始（１２月２９日～１月３日）・特に市長が認めた日

■開所時間

（１）平　　日　…　　下校時　～　１８時３０分
（２）土　曜　日　…　８時００分　～　１８時３０分
（３）学校休業日　…　８時００分　～　１８時３０分

・学校休業日とは…春、夏、冬休み、開校記念日等のこと。土曜日は含まない。
・延長保育について
（１）（３）については、緊急対応として１９時まで延長が可能です。（有償）
各クラブの独自事業として実施しています。料金等詳細は各クラブにお問合せください。

■感染症流行等により、学校・学年・学級閉鎖になった場合

学校等閉鎖は感染を防ぐことが目的であるため、当該の学校、学年、学級の児童はクラブを利用できません。閉鎖期間中は、ご家庭での保育をお願いします。
ただし、登校後に閉鎖になった場合は、当日に限りクラブで一時的に受け入れる場合もあります。
その場合、早急に保護者か保護者に代わる方がお迎えに来てください。

■臨時休校となった場合の対応

自然災害等で学校が臨時休校になる場合は、休校の目的を踏まえて、原則ご家庭での安全確保をお願いします。
ただし、登校後に臨時下校になった場合は、当日に限りクラブで一時的に受け入れる場合もあります。
その場合、早急に保護者か保護者に代わる方がお迎えに来てください。

■急病等の処置

クラブの活動時間中にお子様が急病等になった場合は、状況に応じて保護者に連絡します。
その際は、速やかなお迎えをお願いいたします。なお、緊急度合により病院へ搬送する場合もあります。

■クラブをお休みする場合

・仕事の都合や急病等でクラブを休む場合は、必ず保護者からクラブに連絡してください。
・保護者の仕事等がお休みの日は、原則としてクラブは利用できません。
・休所に対する保育料の日割り・減免はありません。

■帰宅方法について

クラブから帰宅する際は、原則として保護者がお迎えに来てください。また、クラブ活動中の個人的な外出は、児童の安全を確保できないことから、原則認めていません。

■入所の申込みについて

令和９年度の入所期間は、令和９年４月１日～令和１０年３月３１日です。
令和８年度中にクラブに入所・保留の状態でも、**申込みは年度毎に必要**です。

■当初入所申込期間

令和８年１１月１２日(木)　から　１２月１日(火)　まで

- 申込期間を過ぎても随時受付けますが、優先順位が低くなります。
- 上記の申込期間は、令和９年４月入所希望の方が対象です。
 ５月以降の入所希望は、上記期間後に以下申込フォームから申込みしてください。

■申込書配布場所・時間

令和８年１１月１日(日)から配布・ホームページに公開します。

- 青少年課　　９時００分　から　１６時３０分まで（土・日・祝休日を除く）
- 生活クラブ　　９時００分　から　１８時３０分まで（日・祝休日を除く）
- 児童クラブ　１１時００分　から　１８時３０分まで（日・祝休日を除く）

※児童クラブを訪問される場合は、事前にクラブへご連絡をお願いします。

■申込場所

令和９年度申し込みからオンライン申込に切り替わりました。
右記二次元バーコードから読み取り、申込を行ってください。
※11 月 12 日（木）より申込フォームが公開されます。

■入所要件

入所に当たっては、次の条件をどちらも満たすことが必要です。

- 市内に在住　又は　市内の小学校に在学している児童であること。
- 日中に保護者が不在であること。（３ページ「申込事由」及び下記参照）

【具体例】・会社等に就労している。　・就職のために学校に通学している。
・自営労働に専従していて保育ができない。・怪我や病気、障害のため保育ができない。
・親族等を介護していて保育ができない。　等

※育児休業取得中は「日中不在」扱いにならないため、入所できません。（療養など他の事由がある場合を除く）ただし、入所後に育休を取得することになった場合は年度内に限り継続して利用することができます。

■申込から入所までの流れ

【４月入所・当初申込の場合】

【申込み】
１１月１２日（木）
～
１２月１日（火）

【入所選考】
各クラブで入所選考を実施

【入所決定】
２月上旬
入所・保留の決定をクラブから通知

【入所説明】
２月中旬～
各クラブから入所の説明

【入所】
４月１日～
春休み中から利用が可能

■申込方法及び提出書類について

【申込方法について】

令和９年度申し込みからオンライン申込に移行します。
右記二次元バーコードより該当ページに進み、お申込みください。
※申し込みが完了したらご申請のアドレスにメールが届きます。必ずご確認ください。
※**原則オンラインでの申込**になりますが、万がーやむを得ない理由でオンラインでのお申込みが難しい場合は、希望するクラブまたは青少年課にお問い合わせください。

【提出が必要な書類】

◆就労等を証明する書類

写真を撮る等してデータを添付してください。なお、不鮮明である場合は追加で確認することがありますので、原本はお手元で保管してください。

申込事由	提出が必要な書類 （申込事由により提出が必要な書類が異なります）
就労	**・就労証明書（すべての方）　※記載から３か月以内有効** ＋　自営業または会社役員の場合：「法人の登記事項証明書」「確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）」「委託契約書」等の写し ＋　所定労働時間の定めが無い場合は、直近３か月の就労状況がわかるシフト表等 **・保育士、幼稚園教諭、保育教諭として市内の認可保育園、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所に就労している方** ＋　保育士証又は保育士登録事務センターの申請受付、幼稚園教諭免許、保育教諭免許の写し **・放課後児童支援員及び補助員として市内の放課後児童クラブに就労している方** ＋　就労証明書備考欄にその旨を記載 **・生活保護受給世帯**　＋　『生活保護受給証明書』 ・就労先が複数ある場合は、全ての就労証明書を提出してください。
就学 （就職のための通学）	①『状況書』（別紙５） ②在学証明書　又は　合格通知の写し ③時間割など学校の終了時刻が確認できる書類
疾病	①『状況書』（別紙５） ②医師の診断書　※原則、半年以内に記載されたものが有効 （診断名だけではなく、児童の保育ができない旨が記載されたものが必要）コピー可
障害	身体障害者・精神福祉・療育手帳の写し
介護・看護	①『状況書』（別紙５） ②医師の診断書（コピー可）　又は各種手帳・介護保険被保険者証の写し ③介護・看護のスケジュール表
求職活動	『誓約書』（別紙６－１）　※生活保護世帯は　＋　『生活保護受給証明書』 （就職内定中で証明書の交付が受けられない場合は、内定通知書および募集要項など就労条件のわかるものの写し）
出産	母子手帳の写し（出産予定日及び保護者氏名が確認できる部分）

※上記の申込事由に該当しない方や、DV や離婚調停中等の理由で証明する書類を準備できない方は、青少年課までお問合せください。

■入所選考について

各クラブの定員・受入可能数を超えた場合は、市の「所沢市立児童館生活クラブ運営基準」「所沢市立児童クラブ運営基準」に定める入所選考基準に基づき、各クラブにて入所選考を行います。

以下の【基本指数】と【調整指数】の合計数が高い方から入所を決定します。

（基本指数は、世帯の中で最も低い保護者の指数で選考します。）

■基本指数

区分		現況	指数
①就労（A＋B）	A 勤務日数	月 20 日以上　（週５日以上）	10
		月 16 日以上 20 日未満（週４日以上）	9
		月 12 日以上 16 日未満（週３日以上）	7
		月 12 日未満	4
	B 終業＋通勤時間	18 時 01 分 ～ 18 時 30 分	10
		17 時 31 分 ～ 18 時 00 分	9
		17 時 01 分 ～ 17 時 30 分	8
		16 時 31 分 ～ 17 時 00 分	6
		16 時 01 分 ～ 16 時 30 分	4
		15 時 31 分 ～ 16 時 00 分	3
		15 時 01 分 ～ 15 時 30 分	2
		15 時 00 分まで	1
②就労（その他）		内職、ポスティングなど出来高払い制の業種	10
③介護・看病		自宅外介護・看護（施設入所・長期入院等は除く）	①に順ずる
		自宅内介護・看護	16
④疾病		入院療養中	20
		自宅療養中（常時臥床）	20
		自宅療養中（その他）	18
⑤障害		『身体障害者手帳』又は『精神障害者保健福祉手帳』1／2級 又は、療育手帳Ⓐ／A／B	20
		『身体障害者手帳』又は『精神障害者保健福祉手帳』3級 又は、療育手帳C	18
⑥出産		出産の場合	18
⑦災害		震災、風水害、火災、その他の災害により自宅が損壊し、長期にわたり復旧にあたる場合	23
⑧その他		求職中（ひとり親世帯に限る）	15
		求職中（上記以外）	7

※①就労（A＋B）の通勤時間は、児童状況書に記載されている時間とします。

※保護者が就労のために就学している場合、①就労に準じて指数を採用します。

※一人が複数の区分に該当する場合でも、適用は１区分とし、指数が高いほうを採用します。ただし、「①就労」と「③介護・看護」に該当する場合のみ、介護・看護に費やす日数・時間を就労に加算したものを基本指数とします。

※「変則勤務」の方は３か月分のシフトを基にして平均をとり終業時間を算出します。

■調整指数

項目	現況		指数
児童の学年	１年生		11
	２年生		8
	３年生		6
	４年生		3
	５年生		2
	６年生		1
世帯状況	両親不在世帯（基本指数は祖父母等で判定）		3
	ひとり親世帯		2
	単身赴任世帯（６ヶ月以上）		1
在宅親族の有無	在宅の親族（成人）がいない（１～３年生）		1
生活保護世帯	生活保護受給世帯（就労による自立支援につながる場合）		1
障害の有無	障害がある児童（１～３年生）		5
	障害がある児童（４～６年生）	４年生	3
		５年生	2
		６年生	1
兄弟姉妹	兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む）で同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合		1
保護者	育児休業を終了した場合		1
資格	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員及び補助員として、所沢市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブに就労（資格取得予定、勤務予定含む。）		1
その他	その他の事情で、児童の保育を特に考慮しなければならない場合		適宜

※「生活保護世帯」については、「基本指数」の『①・②・⑧（求職中）』該当者のみ加点します。

※「兄弟姉妹」については、兄弟姉妹のうち、兄と姉に該当する児童全員に加点します。

※「障害がある児童」とは、次のいずれかに該当する児童です。

① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している児童

② 専門機関において障害があると判定された児童

③ 特別支援学校小学部又は特別支援学級に通学する児童

（①～③いずれも証明書類の提出が必要です）

※「育児休業を終了した場合」：入所と同時期に育休が終了する方が該当します。

（R9 当初申し込みの場合は R9.4.1～R9.5.14 に育休を終了する方）

※入所申込人数が多いクラブは、下記ルールで入所・保留の順位を決定します。

入所辞退等の理由で受入れが可能になった場合、保留家庭には下記の順番でお声掛けいたします。

■令和８年度中（令和９年３月３１日まで）	■令和９年度中（令和９年４月１日から）
①当初申込期間**中**申込者の**合計指数**順	①申込者の**合計指数**順に並び替える
②当初申込期間**外**申込者の**申込**順	（申込時期は影響しません）

※合計指数が複数の児童で同じ場合は、

①学年の低い順　②基本指数の高い順　③総合的判断　の順番でお声掛けいたします。

■新規開設クラブについて

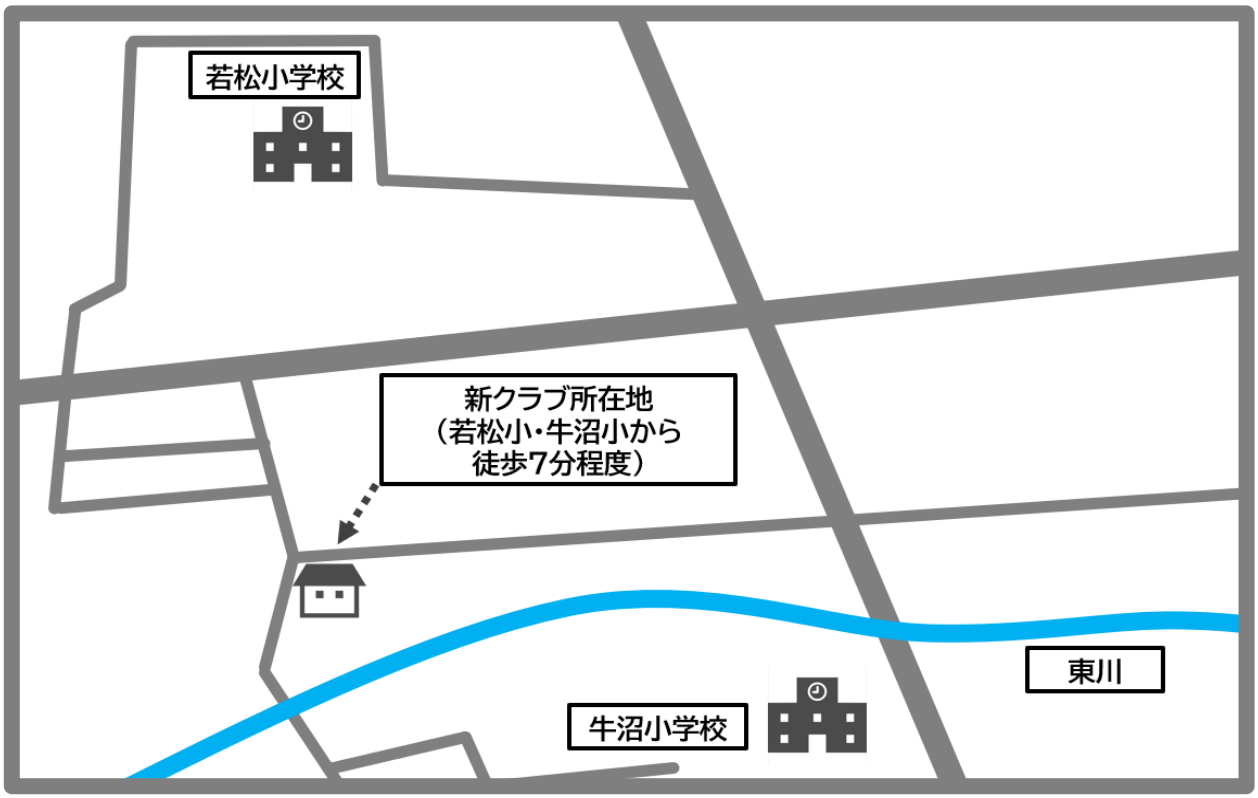
保留児童が多い小学校区に、令和９年度から新しくクラブを開設することで保留児童の解消を図ります。
施設の詳細は、右記二次元バーコードからご確認ください。

※当初申込期間中は設備改修等のため、立ち入りできません。
　施設内見学等が可能となる時期については、各事業者にご確認ください。

※下記連絡先は、現段階のもので４月以降変更予定です。

①若松・牛沼小学校区新規クラブ

新施設名称：スマイルブルーム　　新施設住所：牛沼 570
運営事業者：合同会社ＹＯＵ＆ＭＫ　　連絡先：070-3881-3435
定員：４０名



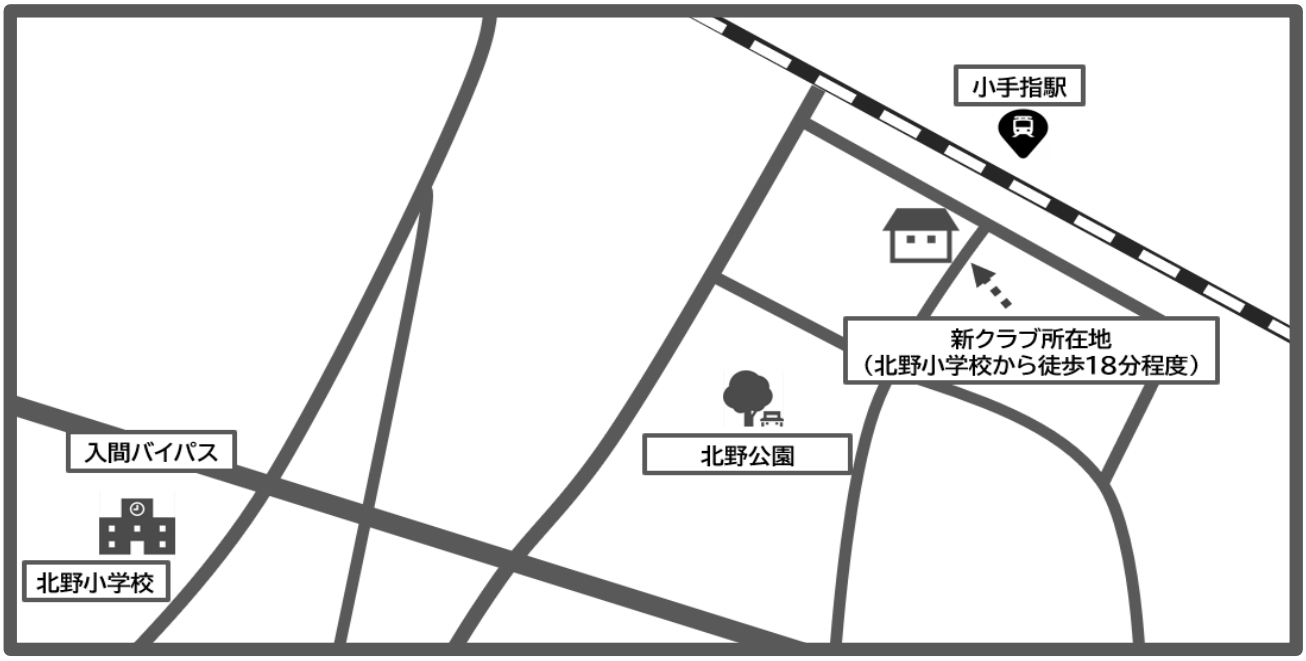
②安松小学校区新規クラブ

令和９年４月１日から安松小学校区に新設クラブを開所予定です。
本しおり作成時点で未確定ですので、市 HP を随時更新してお知らせしますのでご確認ください。

■クラブの移転・定員増（KIRACCOAmi・にしとみ遊学舎）

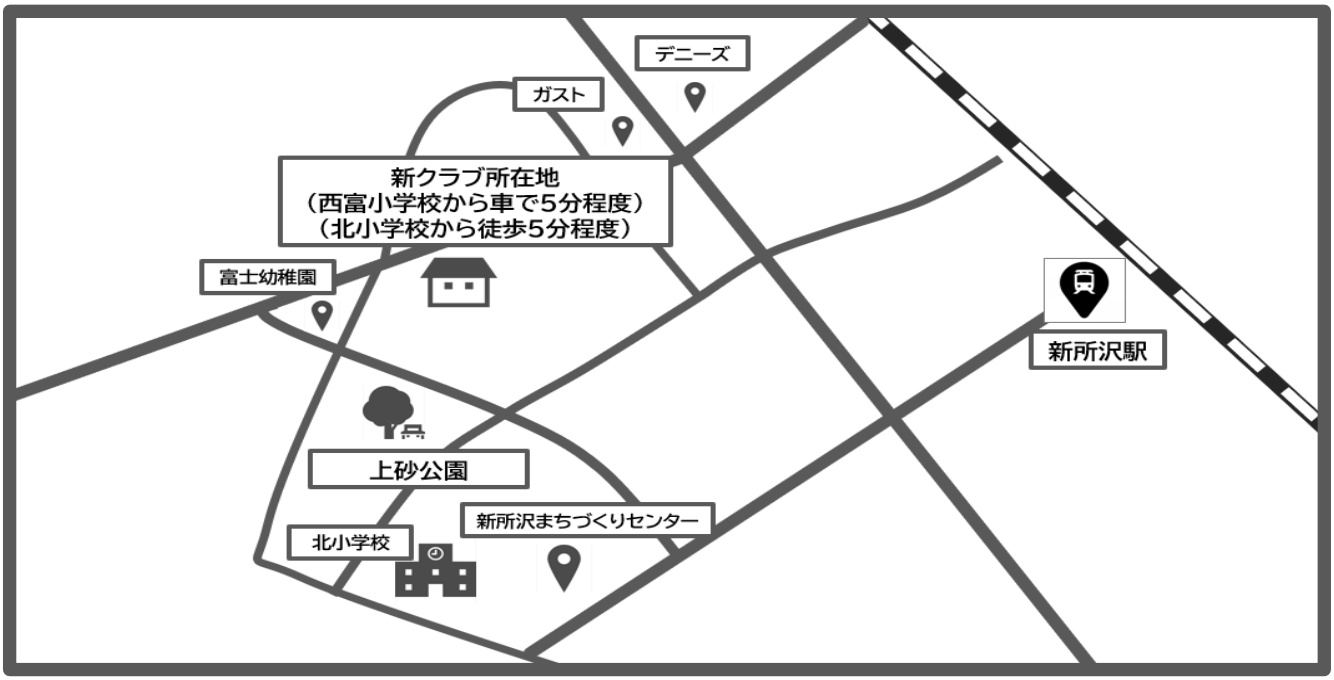
①KIRACCOAmi の移転

移転時期：令和９年４月１日から　　支援単位：１支援単位　から　２支援単位　に変更
定　　員：４０名　から　８０名　に変更　　連絡先：080-2376-5878
新 住 所：小手指町 3-17　西武小手指ハイツＮ棟１階
現 住 所：小手指町 4-4-5 出浦第五ﾋﾞﾙ 101



②にしとみ遊学舎の移転

移転時期：令和９年４月１日から　　支援単位：１支援単位から変更なし
定　　員：４０名　　新施設名：こどころ
現 住 所：北中 3-2-1　　連絡先：04-2003-6414
新 住 所：緑町４丁目 8-15　吉方ビル　　※西富小学校からの車送迎あり



■放課後児童クラブ一覧

■児童館生活クラブ　（児童館生活クラブとは、児童館の中で実施する放課後児童クラブのことです。）

名　称	所　在　地	電 話 番 号	定　員	対応小学校	運営事業者
ひばり児童館生活クラブ	北有楽町 26 番 21 号	2926-8669	60 名	明峰	㈱明日葉
こばと児童館生活クラブ	小手指町一丁目 28 番地の３	2924-3065	60 名	北中	㈶埼玉 YMCA
つばめ児童館生活クラブ	久米 783 番地の１	2922-0410	80 名	南	㈱コマーム
つばき児童館生活クラブ	山口 5057 番地	2923-6155	70 名	椿峰・山口	㈱明日葉
すみれ児童館生活クラブ	若狭一丁目 2966 番地の５	2949-3826	40 名	若狭	㈱光輪会
さくら児童館生活クラブ	並木八丁目３番地	2998-5912	60 名	中央	㈻マルハ学園
わかば児童館生活クラブ	和ケ原三丁目 266 番地の２	2948-3222	40 名	林	㈱コマーム
まつば児童館生活クラブ	上安松 952 番地の２	2995-0995	62 名	松井	㈱明日葉
みどり児童館（本館）生活クラブ	緑町一丁目８番３号	2928-8414	80 名	北	㈱コマーム
みどり児童館（別館）生活クラブ	緑町三丁目 16 番７号	2928-8826	120 名	清進・北	㈱コマーム
やなぎ児童館生活クラブ	東所沢四丁目 16 番地の４	2944-8819	58 名	柳瀬	㈱法水会

■所沢市児童クラブ（民設民営児童クラブ）

名　称	所　在　地	電話番号	※参考 R8.4/1 入所人数	対応小学校	運営事業者
ひまわり	寿町 13 番 10 号	2941-5038	68 名	所沢	㈱ひまわり
KIRACCO 所沢	星の宮一丁目１番 10 号	2936-8050	80 名	所沢・南	㈱がくどう舎
ひだまりみなみ	南住吉 10 番 20 号	2937-6377	40 名	南	㈱非)所沢市学童クラブの会
北秋津ゴロニャンクラブ	くすのき台二丁目 20 番地の６	2994-2116	40 名	北秋津	㈱非)所沢市学童クラブの会
わくわくクラブ	美原町三丁目 2971 番地の５	2990-8066	45 名	伸栄・美原	労働者協同組合 W.CO たすけあい輪っはっは
KIRACCO 美原	松葉町 11-1 マルハビル B1	2941-6701	26 名	美原	㈱がくどう舎
安松いろえんぴつクラブ	下安松 753-8	2997-9824	39 名	安松	㈱非)所沢市学童クラブの会
サクラタウン児童クラブ	東所沢和田三丁目 31 番地３	2945-1822	40 名	安松・和田	㈱角川クラフト
KIRACCO	東所沢二丁目 16-11BS　ビル１階	2937-4099	40 名	東所沢・和田 牛沼	㈱がくどう舎
※スマイルブルーム	**牛沼 570**	**未定**	**40 名**	**若松・牛沼**	**合同会社ＹＯＵ&MK**
こどころ（旧にしとみ遊学舎）	**北中三丁目２－１ ※ 緑町４丁目 8-15　吉方ビル**	**2003-6414**	40 名	**西富・北**	**㈱非)みんなのひろば**
KIRACCO 小手指	小手指元町三丁目 16 番地の 10	2941-2884	43 名	小手指	㈱がくどう舎
KIRACCO　Sunny	小手指南三丁目 12 番地６	2937-5509	37 名	小手指	㈱がくどう舎
KIRACCO　Ami	**小手指町四丁目 4-5 出浦第五ビル 101 ※小手指町 3-17　西武小手指ハイツＮ棟１階**	**2936-9123**	**42 名**	**北野**	**㈱がくどう舎**
上新井すぎのこクラブ	上新井五丁目 45 番地の 45	2925-3175	80 名	上新井	㈱非)所沢市学童クラブの会
YMCA キッズクラブ	小手指町一丁目 39 番地の 11	080-7254-5401	85 名	上新井・北中	㈶埼玉 YMCA
KIRACCO　上新井	上新井二丁目 42-7	2941-6010	20 名	上新井	㈱がくどう舎
ASHITA∞キッズ所沢泉小前	山口６４７－４	2922-6955	40 名	泉	㈱明日葉

※スマイルブルームは令和９年４月１日から新規に開設して運営します。（詳細：６ページ）

※KIRACCOAmi とにしとみ遊学舎は令和９年４月から施設を移転して運営します。（詳細：７ページ）

■所沢市立児童クラブ（公設民営児童クラブ）

名　称	所　在　地	電 話 番 号	≪参考≫ R8．4／1 入所人数	対応小学校	運営事業者
所沢児童クラブ	元町７番 37 号	2922-7389	８１名	所沢	㈱わか竹会
第二所沢児童クラブ	元町７番 37 号	2921-6181	１４４名	所沢	㈱わか竹会
北秋津児童クラブ	北秋津 623 番地	2995-1945	７０名	北秋津	ライクキッズ㈱
明峰児童クラブ	北有楽町 26 番 20 号	2922-0413	５６名	明峰	㈱明日葉
荒幡児童クラブ	荒幡 514 番地の１	2924-4803	７１名	荒幡	㈱明日葉
伸栄児童クラブ	中新井一丁目 784 番地の１	2942-4101	６６名	伸栄	㈱所沢市学童クラブの会
美原児童クラブ	並木五丁目１番地	2995-2656	６５名	美原	ライクキッズ㈱
第二美原児童クラブ	並木五丁目１番地	2993-6235	６７名	美原	ライクキッズ㈱
並木児童クラブ	並木六丁目２番地	2995-6010	３４名	並木	㈱所沢市学童クラブの会
中央児童クラブ	並木八丁目１番地６―112	2995-0971	１９名	中央	㈱所沢市学童クラブの会
松井児童クラブ	上安松 407 番地の２	2998-4949	５５名	松井	㈱所沢市学童クラブの会
若松児童クラブ	下新井 1231 番地の２	2992-0341	５６名	若松	㈱所沢市学童クラブの会
安松児童クラブ	下安松 839 番地の２	2944-5761	４９名	安松	㈱所沢市学童クラブの会
和田児童クラブ	東所沢和田一丁目 39 番地	2944-9823	６４名	和田	㈱所沢市学童クラブの会
牛沼児童クラブ	牛沼 21 番地	2994-8800	７４名	牛沼	㈱所沢市学童クラブの会
東所沢柳瀬児童クラブ	東所沢二丁目 29 番地の５	2944-4032	６１名	東所沢・柳瀬	㈱法水会
第二東所沢柳瀬児童クラブ	東所沢二丁目 33 番地の９	2945-4450	７１名	東所沢・柳瀬	㈱法水会
富岡児童クラブ	下富 647 番地の５	2943-2788	８０名	富岡	㈱コマーム
西富児童クラブ	岩岡町 715 番地の２	2924-5488	７２名	西富	㈱コマーム
中富小児童クラブ	中富 1004 番地の１	2942-7801	５８名	中富	㈱コマーム
小手指児童クラブ	小手指元町二丁目 28 番地の８	2948-1321	７１名	小手指	㈱がくどう舎
北野児童クラブ	北野二丁目４番地の１	2947-4439	９０名	北野	㈱がくどう舎
第二上新井児童クラブ	上新井五丁目 36 番地の 13	2968-6120	７１名	上新井	㈱所沢市学童クラブの会
山口児童クラブ	山口 1550	2926-4787	６０名	山口	㈱所沢市学童クラブの会
泉児童クラブ	山口 657 番地	2925-4444	１１５名	泉	㈱明日葉
椿峰児童クラブ	小手指南五丁目 20 番地の１	2949-0627	７２名	椿峰	㈱所沢市学童クラブの会
三ケ島児童クラブ	三ケ島三丁目 1416 番地の９	2948-7578	４８名	三ケ島	㈱所沢市学童クラブの会
若狭児童クラブ	若狭四丁目 2496 番地の５	2948-2547	７２名	若狭	㈱所沢市学童クラブの会
林児童クラブ	和ケ原三丁目 99 番地の５	2949-1923	４５名	林	㈱所沢市学童クラブの会
宮前児童クラブ	東狭山ケ丘六丁目 2792 番地	2926-8327	７５名	宮前	㈱所沢市学童クラブの会

■放課後児童クラブの保育料等

■保育料

月額　１０，０００　円

- 同じ世帯で２人以上の児童が同時に同一のクラブに入所する場合、２人目以降の兄弟姉妹に対し、保育料は月額５，０００円　になります。
- 月の利用日数が少ない等の場合も保育料の日割りはありません。また、クラブを休所した場合でも、保育料が発生します。
- 支払い方法はクラブによって異なります。クラブにお問合せください。

■傷害保険料

年額　１，０００　円　程度　（クラブによって異なります。）

■その他費用

おやつ代や延長保育料等、独自事業の費用として、別途料金を集める場合があります。

■低所得世帯に対する保育料の減免について

市では、低所得世帯等の保育料を減額又は免除しています。

減免を受けるためには、申請が必要です。詳細は、市ホームページや入所決定通知に同封する減免制度に関する案内をご覧ください。

世帯区分	減免する額	減免判定の基となる課税年度
市区町村民税非課税世帯	全額	４月～６月分保育料　：前年度の課税状況 ７月～翌３月分保育料：該当年度の課税状況
市区町村民税のうち、 所得割額が１万円未満の世帯	半額	
生活保護受給世帯	全額	

・「世帯区分」は、月の初日における世帯状況で判断します。

・減免の対象となるのは保育料に限ります。

・減免期間について、減免判定の基とする課税年度は、７月分から切り替わります。
　そのため、減免申請書は年度内に２回提出する必要があります。

■サマープレイスところざわ

「サマープレイスところざわ」とは、小学校の夏休み期間において、児童館等の既存施設に専門スタッフを配置し、登降所の把握や見守り等を行い、こどもの居場所を提供する事業です。

放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず、利用ができない児童の受け皿、特に緊急性が高い夏休み期間の居場所確保のため、令和７年度から実施しています。

事業は市が委託した事業者が実施します。

所沢市放課後児童クラブに入所申し込みをして、

「保留」となった児童には、児童クラブから案内通知を発送します。

詳細については右記二次元バーコードから読み取りのうえご確認ください。

※令和８年度のページになります。

令和９年度については、本しおり作成時点で未確定ですので、市 HP もしくは案内通知にて、ご確認ください。

●期間：市内小学校の夏季休業期間の祝日を除く月曜日から金曜日まで

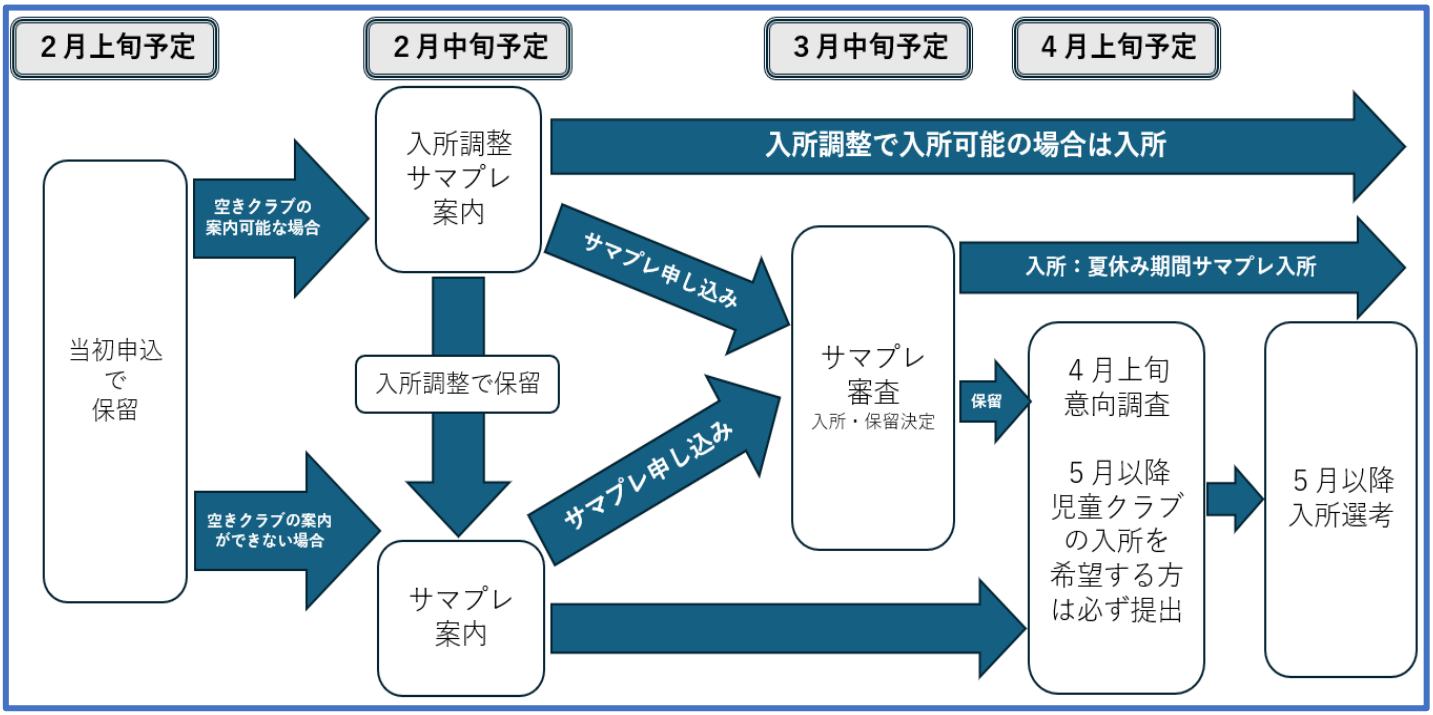
●時間：午前８時から午後６時まで（原則。施設によって異なる場合があります。）

※原則、保護者の送迎が必要です。駐車場がある施設については、お車での送迎も可能です。

※原則として、昼食は各ご家庭でご用意ください。

■保留となった場合の流れ

令和９年４月入所を希望し、保留となってしまった方には、令和９年度５月以降の入所に関する意向確認を行います。入所待機を希望する方は、意向調査の際に待機する旨の回答をお願いします。



■よくある質問

■入所申込に関すること

Q１：保育園用に準備した就労証明書の写しを、放課後児童クラブ申込時に提出しても大丈夫か。
Ａ１：可能です。ただし、提出に当たっては本しおりを確認して必要な書類をご準備ください。

Q２：選考の際に、残業時間は考慮されるか。
Ａ２：残業時間は考慮されません。雇用契約上の労働時間で審査します。

Q３：転居先の住所で申込みは可能か。
Ａ３：転居予定の住所で申込みは可能です。
その際、賃貸契約書や土地契約書等、転居後住所のわかる書類の写しを併せてご提出ください。

Q４：入所申込後に転居になったが、どのような手続きが必要か。
Ａ４：同一学区内へ転居→申込み先の児童クラブに直接ご報告ください。
学区が変わる場合→「３．放課後児童クラブの実施場所」の対応小をご確認いただき、受入れができない学区へ転居する場合は申込を取下げ、転居後の小学校対応クラブにお申し込みください。

Q５：学区外の児童クラブに申込みはできるか。
Ａ５：申込みは原則として通学する小学校を受け入れているクラブに限られます。（８・９ページ参照）

Q６：クラブの併願はできるか。
Ａ６：併願はできません。保留になった場合、学区に対応した別のクラブに空きがあれば案内をします。

Q７：育休中はクラブの利用ができるか。
Ａ７：原則育休を理由とした入所はできません。
ただし、入所後に育休を取得する場合は継続して利用することができます。

Q８：現在育休を取得しているが、４月１日からの放課後児童クラブ当初申込はできるか。
Ａ８：職場復帰のタイミングによります。４月１日からの入所申込の場合、５月１５日までに職場復帰することが条件です。それ以降に復帰する場合は、５月以降の入所申込となります。

Q９：４月から働き方が変更になる予定だが、就労証明書はどの時点の就労状況で記載すればよいか。
Ａ９：固定就労の方は、４月からの見込みの雇用契約内容で記載ができる場合に限り、変更後の就労状況で記載してください。記載ができない場合は、直近の就労状況で審査します。
シフト勤務等の変則就労の方は、点数算出に用いる就労時間の確定が困難なことから、直近の就労状況で審査するため、直近３か月の勤務実績を記載してください。

Q１０：夜勤の場合の取扱いはどうなるのか。
Ａ１０：日数は、勤務時間が８時間以上で日を跨ぐ勤務の場合は２日として計算します。
その際の時間計算については、宿泊する日は１８時３０分終業、明けの日は終業時間＋通勤時間＋睡眠時間（７時間）として取扱います。

Ｑ１１：在宅勤務だが申込みは可能か。
Ａ１１：申込み可能です。ただし、通勤時間は0分、日中在宅親族ありとして取扱います。

Ｑ１２：就労証明書の準備が間に合わない場合も申込は可能か。
Ａ１２：申込を受理できません。申込みに必要な書類を全て揃えてからお申込ください。

Ｑ１３：内定状態で就労証明書の交付が受けられないが、どうしたらよいか。
Ａ１３：４月からの働き方の見込みを「誓約書」に記載してご申込ください。
その際、雇用契約書や募集要項や求人情報等があれば一緒にご提出ください。
後日、交付を受けられるようになったタイミングで就労証明書をご提出ください。
（誓約書の内容と大きく乖離している場合、入所取消しになる場合もあります。）

Ｑ１４：入所申込みがオンラインでできない。紙提出でも可能か。
Ａ１４：原則オンライン申込になりますが、やむを得ない理由でオンライン申込みが難しい場合は紙での提出でも可とします。その場合は事前に希望するクラブまたは青少年課に申し出てください。（**１２月１日（火）１８時３０分まで**に希望するクラブにご持参ください。）

■入所決定後のこと

Ｑ１５：入所申込み後、世帯の状況や就労状況が変わったが、何か手続きはあるか。
Ａ１５：住所、世帯構成、勤務先や勤務時間等に変更が生じた際は、速やかにクラブに届出てください。

Ｑ１６：児童クラブに入所（退所）したことは、学校に報告したほうがいいか。
Ａ１６：どちらの場合も、必ず担任の先生に報告してください。

Ｑ１７：勉強の指導はしてくれるのか。
Ａ１７：原則として、宿題等の学習指導はいたしませんが、自主的に行うことは差し支えありません。

Ｑ１８：一人帰りはできるか。
Ａ１８：原則、保護者によるお迎えをお願いしています。やむを得ず、児童が一人で自宅に帰る場合は、「児童一人帰り（一人登所）同意書」を提出していただきます。

■入所の取り消しについて

クラブの運営に著しい支障が生じるときには、クラブの入所を取消す場合があります。
あらかじめご了承ください。

■入所を取消す事例

- **申請書類に虚偽の記載**があった場合
- 他人に危害を加えるような行動が頻繁に見られる等、児童が**集団行動に適さない場合**
- 連絡のないまま欠席が続いた場合
- **保育料の滞納**が続いた場合
- **既定の時間を過ぎてから児童をお迎えに来る回数が多い**場合
- クラブや支援員に対して**社会通念上不当な要求を繰り返す**など、クラブの運営に支障をきたす場合